第六十二条第四項中「機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

第百五条第四項中「機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この節、第九章第三節、第十章第三節及び第百七十六条において「機構」という。）」に改める。

「第十章　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「第十章　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

第九条　日本郵便株式会社法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

八　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）

附則第二条第一項第一号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改め、同項第二号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

（日本郵便株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の日本郵便株式会社法第十五条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第八号中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」とする。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第十六号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第十七号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）」に改める。

附則第五条第一項中「「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第六条第一項及び第十条第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第十四条第一項中「「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構法」に改める。

附則第十五条第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第二項の表第七十八条第一項の項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十七条第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十八条第一項及び第二十三条第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第七十四条第一項第一号及び第二号中「機構又は機構法」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」に、「受けた同法」に改める。

（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十二条　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項第一号中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。」に、「第十四条第二項」を「第十条」に改め、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十条」に改める。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十二号

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

（文化財保護法の一部改正）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　公開（第四十七条の二―第五十三条）」を「第四款　公開（第四十七条の二―第五十三条）
第五款　重要文化財保存活用計画（第百三十三条の二―第百五十三条の八）」に、「第五款」を「第六款」に、「第六款」を「第七款」に、「第百三十三条」を「第百三十三条の四」に、「第三節　地方公共団体及び教育委員会（第百八十二条―第百九十二条）」を「第三節　地方公共団体及び教育委員会（第百八十二条―第百九十二条の二）
第四節　文化財保存活用支援団体（第百九十二条の二―第百九十二条の六）」に改める。

第三十一条第二項中「特別の事情」を「当該重要文化財の適切な管理のため必要」に、「適当な者をもつぱら自己に代り」を「第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり」に、「責に」を「責めに」に、「第十二章」を「第百八十七条第一項第一号」に改める。

第三十二条の二第五項中「第十二章」を「第百八十七条第一項第一号」に改める。

第四十三条第一項ただし書、第三項及び第四項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第三章第一節第六款を同節第七款とする。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第二号中「き損して」を「毀損して」に改め、同項第三号中「き損し」を「毀損し」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項第四号中「あらためて」を「改めて」に改める。